

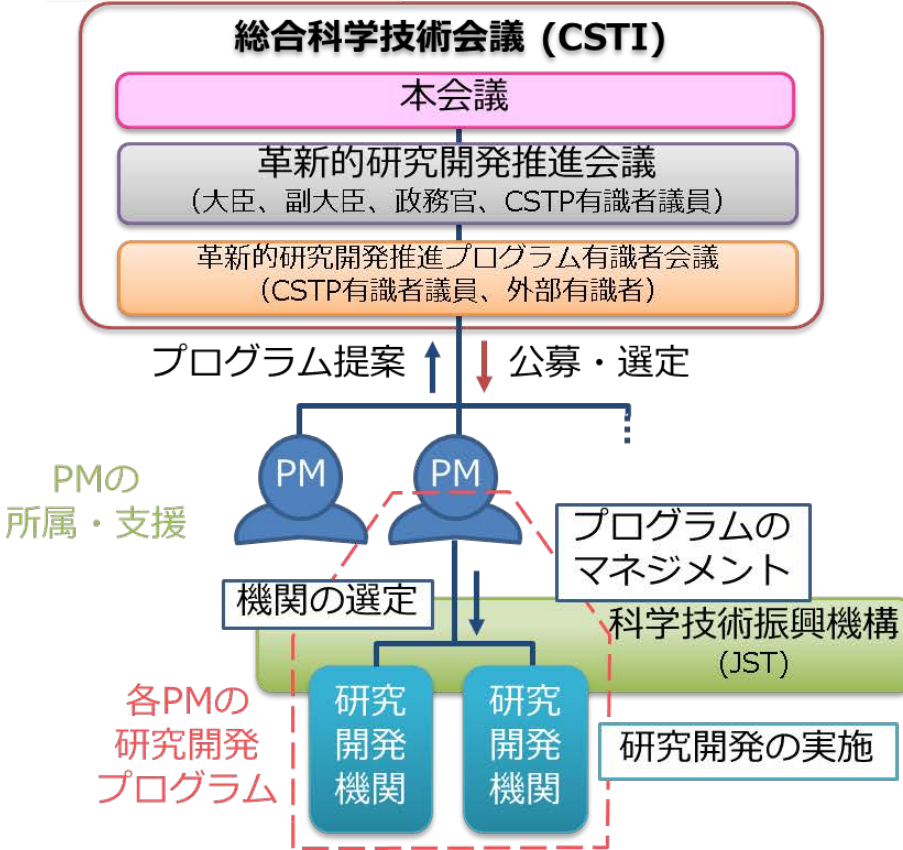
革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)

「研究開発の実施について」 のポイント

平成28年8月

革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) の概要

事業のスキーム



- CSTIがテーマを設定し、PMを公募
- PMが研究開発プログラムを提案し、CSTPが選定
- PMが、研究を実施する研究開発機関を選定
自らの権限と責任でプログラムをマネジメント

PM選定の視点

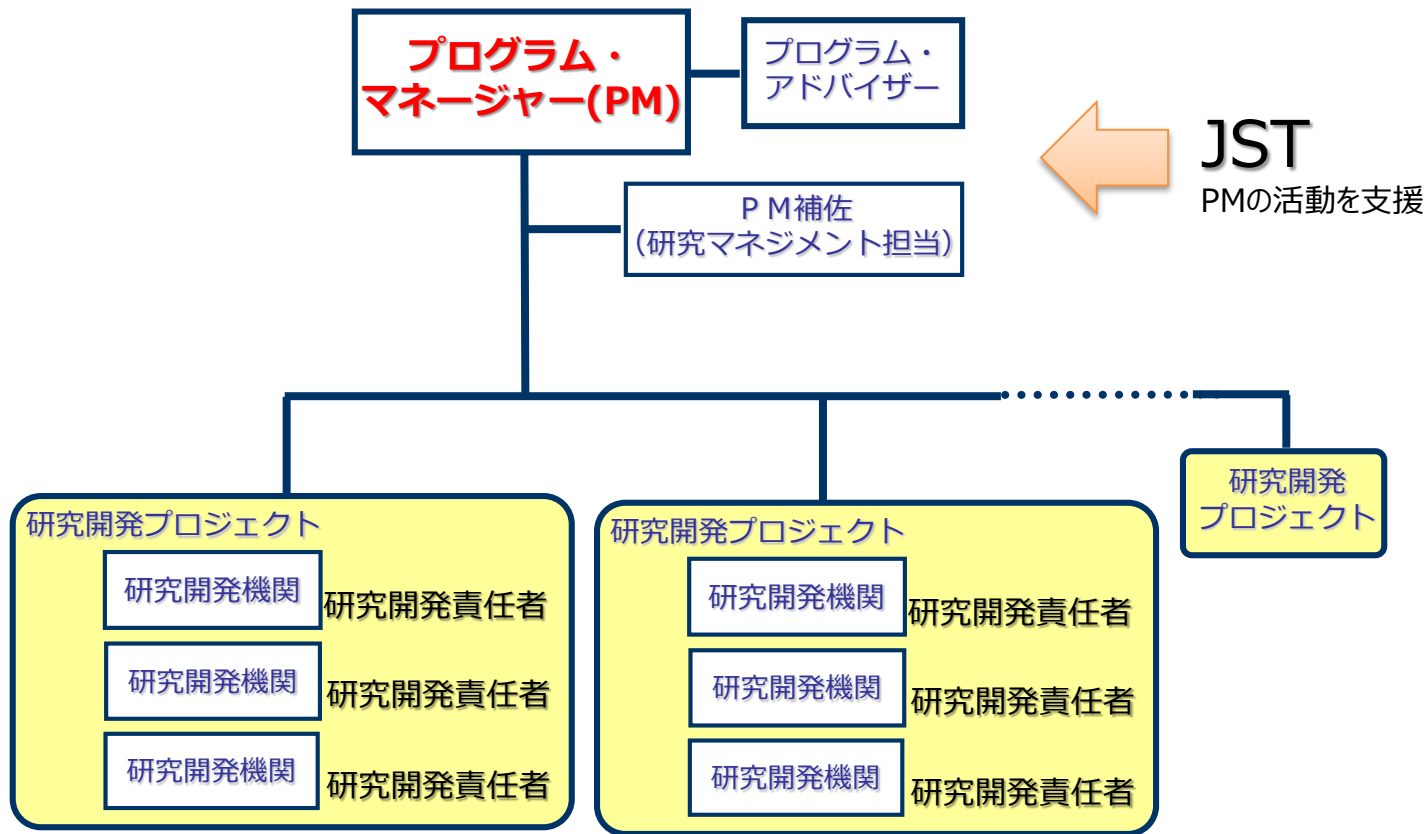
- ① PMの資質・実績
- ・ マネジメントの経験や実績、潜在的能力、柔軟な構想力
 - ・ 専門的知見や理解力、ニーズや研究開発動向の把握能力
 - ・ コミュニケーション能力、専門家とのネットワークと情報収集力
 - ・ イノベーションの実現を成し遂げる意欲、リーダーシップ
 - ・ 対外的に分りやすく説明する力

- ② PMの提案する研究開発プログラム構想
- ・ 産業や社会のあり方に変革をもたらすか
 - ・ ハイリスク・ハイインパクトな挑戦が必要とされるものか
 - ・ 実現可能であることを合理的に説明できるか
 - ・ 我が国のトップレベルの研究開発力が結集されるか
 - ・ 研究開発計画(費用、実施機関等)は妥当か
 - ・ 成果が検証可能か
- ※国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術を含むことが可能

○平成25年度補正予算に550億円を計上
「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の具体的施策に位置づけ

○基金設置のため、
(独)科学技術振興機構(JST)法を改正

研究開発プログラムの構成



研究開発機関

PMによって選定され、JSTとの委託研究により研究開発を実施する機関。PMの定める実施規約に参加するとともに、JSTとの委託研究契約を締結できることが必要

海外機関の場合

- ・JSTと知的財産権を共有 (各々50%ずつ保有)
- ・JST所定様式による契約
- ・経費明細【英文】の作成・報告

研究開発責任者

研究開発機関での研究実施の責任者であり、PMの研究開発プログラム構想を実現するために、PMが掲げる目標の達成に向けて、個人若しくは研究グループにより研究開発を推進できる研究者

研究開発の実施にあたっての重要留意事項

■ 研究開発の推進

- ・ PMの研究開発プログラム構想に基づき、研究開発を推進します。
- ・ P Mにより研究開発の修正等を求められた場合、研究責任者は P Mの指示に従います。（中止の場合もあり得えます。）

■ 実施規約への参加

- ・ PMの定める実施規約へ参加し、記載事項を遵守します。

■ 知財の扱い

■ 成果情報公開の扱い

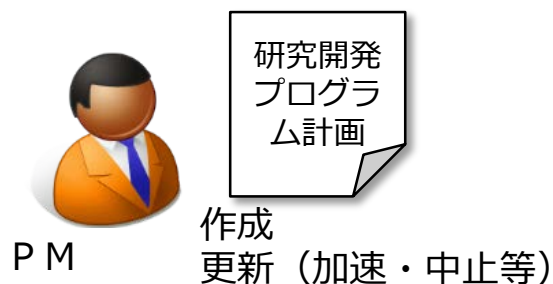
- ・ 知財出願、成果の公表に先立ち、PMに承認を求めます。

■ 設備の扱い

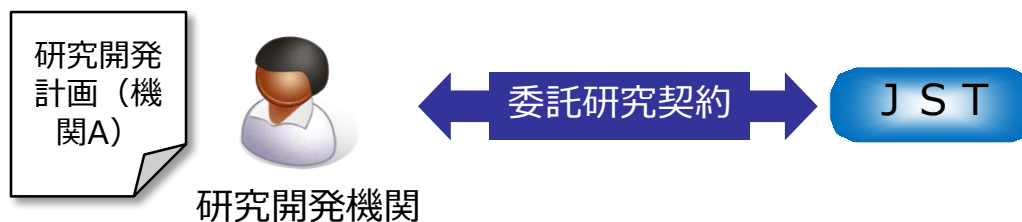
- ・ 購入した設備は、研究開発機関に所属します。（企業も含む）

研究開発の推進

- 研究開発機関はPMの研究開発プログラム計画に基づき、PMの構想実現に向けた研究開発を推進。（PMの指示の下、研究開発計画を作成）
- 研究開発機関は、作成した研究開発計画を下にJSTと委託研究契約を締結。
- 研究開発の加速・中止等のためにPMのより研究開発の変更を求められた場合、研究開発機関（研究責任者）は、PMに従い、研究開発計画等を更新。（必要に応じて、契約変更等）

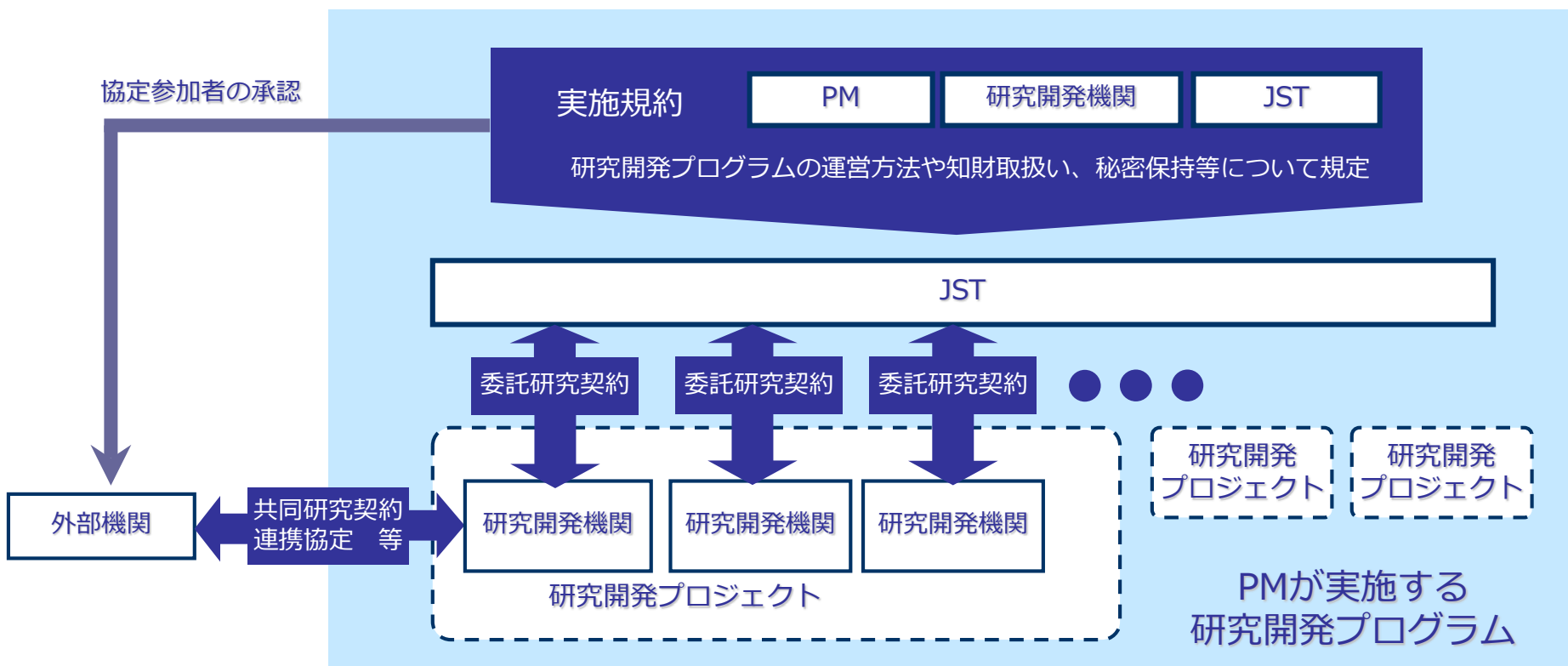


PMの研究開発構想実現に向けた研究開発の実施



研究開発プログラムを構成する契約等①

- PMのガバナンスを強化するとともに、研究開発プログラムの運営に必要な知的財産、秘密保持等の取扱いを定めた実施規約を定め、PM、研究開発機関及びJST（総称して「参加研究開発機関等」。）が参加する。但し、海外研究機関は必ずしも参加を求めない。
- JSTと研究開発機関は、実施規約の下、委託研究契約を締結する。
- 実施規約参加者の承認を条件に、研究開発プログラム外の外部機関が関与（連携、共同研究等）できるものとする（実施規約参加者は合理的な理由が無い限り、原則として承認）。



研究開発プログラムを構成する契約等②

実施規約

実施規約で定める事項

- 研究開発プログラムの概要（PMの運営方針）
- 各研究機関とJSTとの委託研究契約の締結
- 運営会議の設置
- 相互協力（研究資材の提供等）
- 研究開発プログラムにおける情報管理
- 参加研究機関間における秘密保持
- 研究成果情報の取扱い
- 研究開発成果の外部発表
- 知的財産運用ガイドライン
- バックグラウンドIPの取扱い

実施規約の有効期限

- 一部の事項を除き、出願知的財産権の消滅まで

委託研究契約

契約で定める事項

- 研究計画
- 研究経費の取扱い（支出、精算、検査等）
- 物品等の取扱い
- 知的財産の取扱い（→実施規約を参照）
- 秘密保持（2者間）
- 不正対応、契約解除等

契約の有効期限

- 原則として1年更新の研究期間終了時まで（一部の条項は対象事項の消滅まで）

実施規約の概要

- PMは、研究開発プログラムの運営方法（運営会議の設置等）を検討した上で、実施規約を策定。
- 研究開発機関に対しては、委託研究契約締結に先立ち、規約参加の同意を得ることが必要

実施規約雛形のポイント		
研究開発プログラムの運営	研究開発プログラム計画	<ul style="list-style-type: none"> ・PMは研究開発プログラム計画の策定及び変更行う。 ・研究開発機関はPMに従う。
	運営会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発プログラムの推進に関する重要事項の連絡/調整
情報管理、秘密保持	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発プログラム内での成果情報共有
	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発機関等が保有する情報の保持（研究開発プログラム内外を問わず）
成果情報の取扱い	成果情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・成果情報は、積極的に公開
	特定技術情報の保全、安全保障輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> ・デュアルユース技術に係る情報等の保全 ・安全保障輸出管理の遵守
知的財産権	知財運用会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発プログラムに関連する知的財産権の運用について協議。
	知的財産権の帰属	<ul style="list-style-type: none"> ・委託研究により生じた知的財産権は、受託研究開発機関に帰属。（日本版バイ・ドール適用）
	知的財産権の出願	<ul style="list-style-type: none"> ・PM・JSTが出願可否等について判定。 ・費用は直接経費からの支出が可能。
	知的財産権の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・PMの意見を聞きつつ、JSTが承認。（重要な判断を要する場合は、推進会議が必要に応じて判断。）
	実施、実施許諾等	<ul style="list-style-type: none"> ・知財所有機関の自己実施を原則 ・実施許諾等は、知財運用会議にて協議

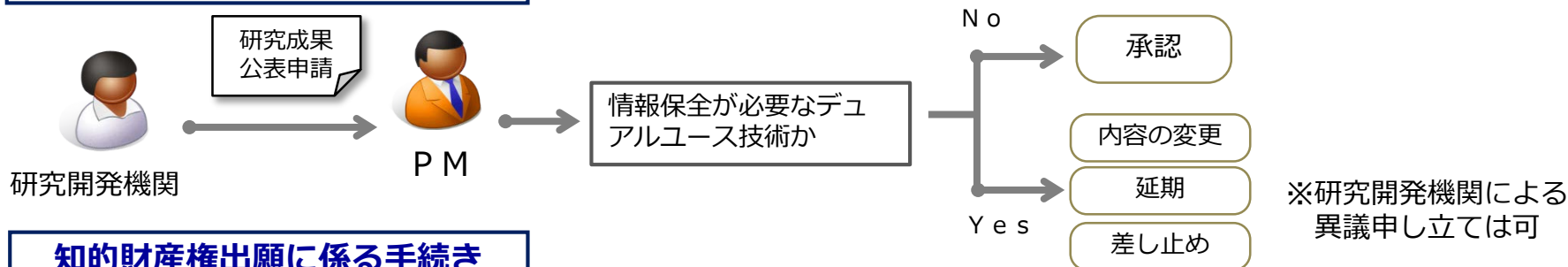
赤字は、革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領（平成26年2月27日 推進会議決定）等にて定められている事項

技術情報の保全

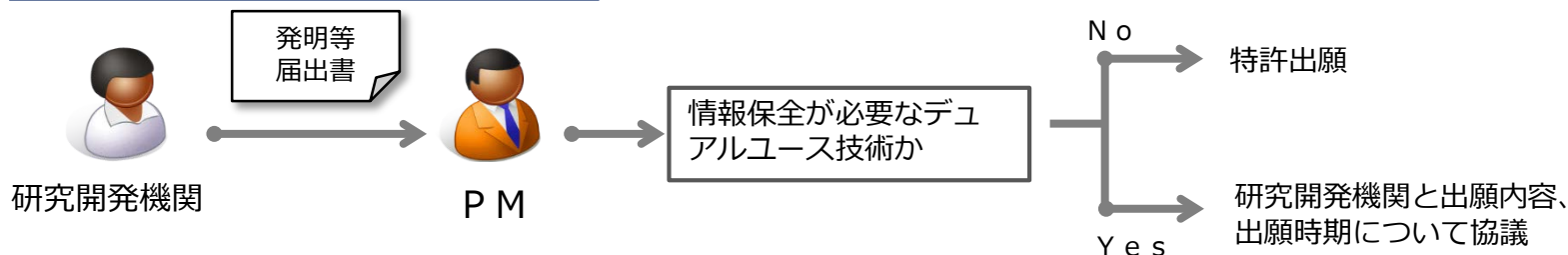
基本的考え方

- ImPACTは、国費による研究であることから、成果の積極的な公開が求められる。
- PMは、知的財産の取得に配慮しつつ、積極的な情報の発信を行うものとする。
- ただし、ImPACTの制度設計上、研究成果に関する情報には、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれる場合が想定されている。
- このような場合、該当する技術情報を特定し、当該技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を適切に行う必要がある。

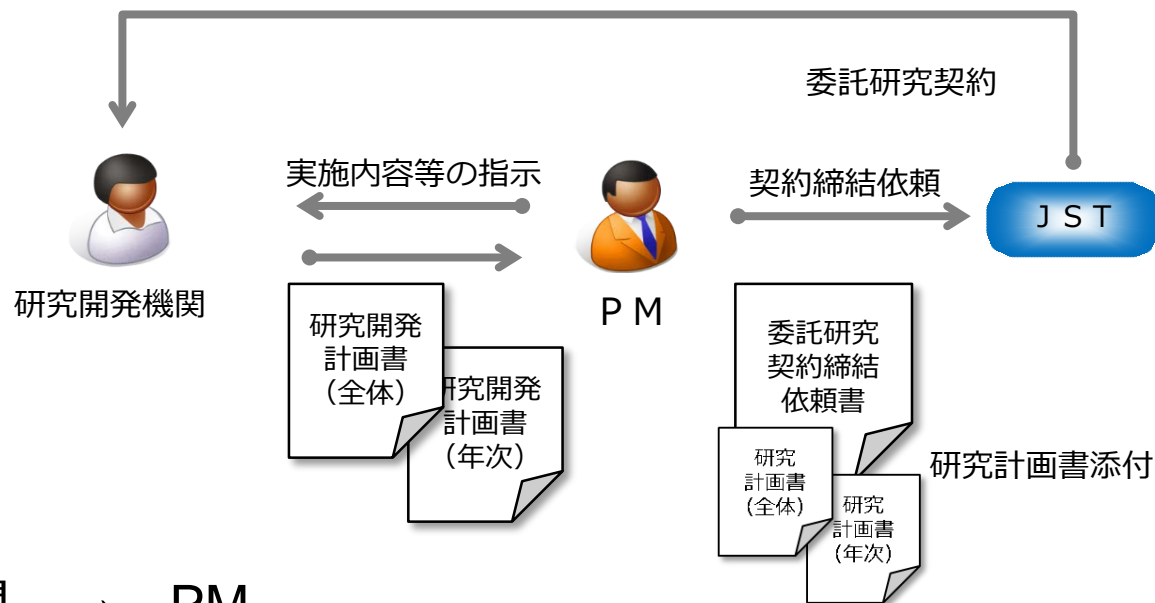
研究成果外部発表に係る手続き



知的財産権出願に係る手続き



委託研究契約の締結・更新



研究開発機関 → PM

- ◆ 研究開発計画書（全体）
期間全体（ステージゲート等を設定する場合は、その期間まで）の研究計画。
契約書に添付。
- ◆ 研究開発計画書（年次）
当該年次の研究計画。契約書に添付。（PMの研究開発プログラム年次計画書の一部）

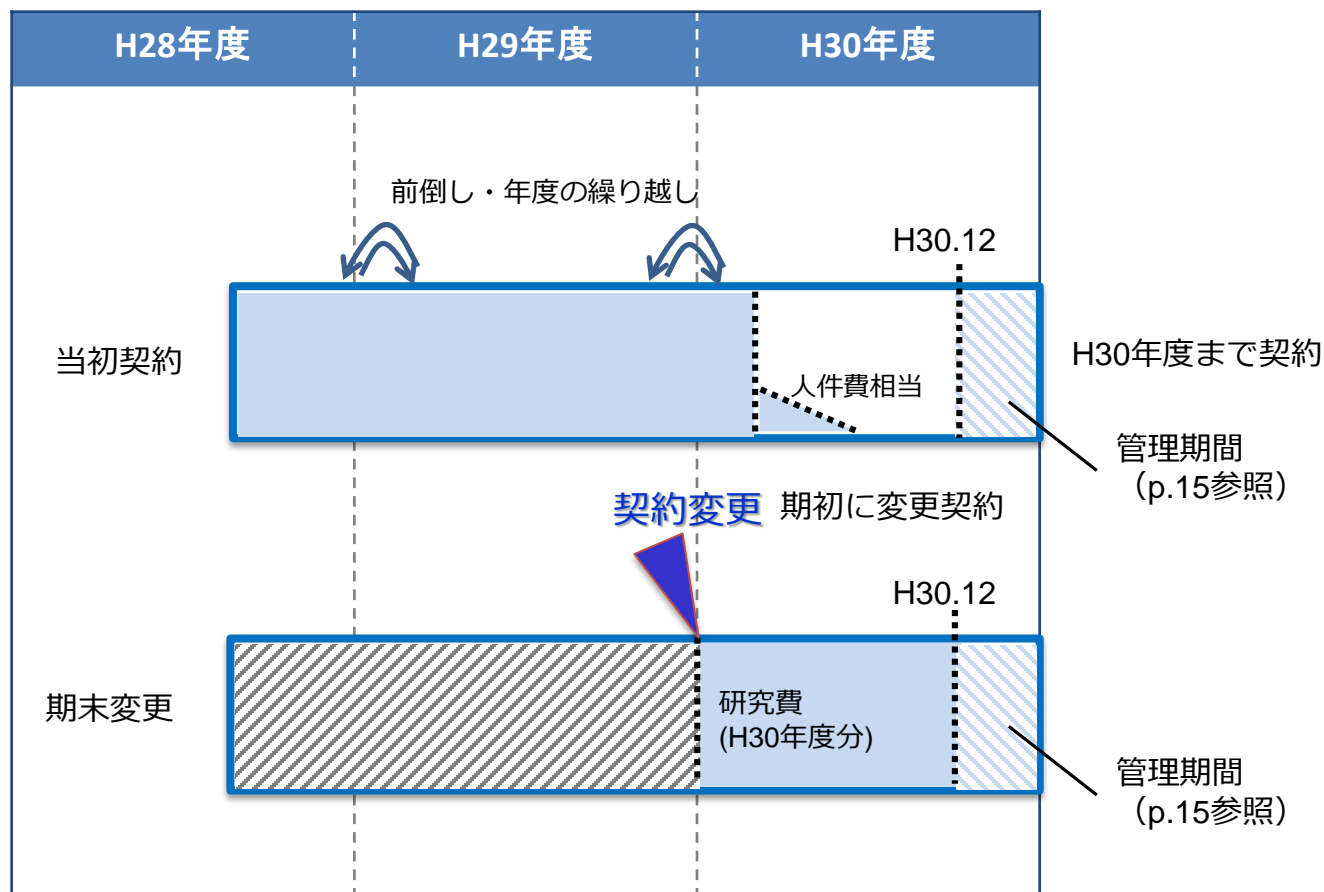
PM → JST

- ◆ 委託研究契約締結依頼書
研究開発計画書（全体・年次）、及び委託研究契約書添付

委託研究契約

委託研究契約の締結・更新

- 当初契約は3年契約としますが、H30年度計画予算の1/4額を契約に反映します。H30年度計画予算については、H29年度末に経費増額の変更契約を行います。



研究開発費について

経費区分

直接経費	プロジェクトの研究に必要となる物件費および人件費全般 ①物品費： 備品、消耗品等を購入するための経費、主として研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費 ②旅費： 研究者及び研究支援者・研究補助者の海外・国内出張等 ③謝金・人件費等： 研究者及び研究支援者・研究補助者の人件費や研究開発への協力に係る謝金等 ④その他： 上記のほか、知的財産経費等当該研究課題を実施するための経費に充当可能
管理経費	直接経費の合計の10%以下まで計上可能

研究開発は、最長で平成30年12月31日までとなり、その後、平成31年3月31日までは、成果のとりまとめ等に関わる人件費等のみ支出が可能です。

直接経費の対象とならないもの

- ・ ImPACTプログラムの研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・ 管理経費としての使用が適当と考えられるもの
- ・ 「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発の参加者の権利となるもの

研究開発費の使途の詳細につきましては、「ImPACTの実施における事務処理説明書」にてご確認下さい。

繰越

複数年度契約を締結することで、研究計画の進捗状況により当年度中に使用されなかった年度末の未使用額を、簡便な手続きにより繰り越すことが可能です。

(a) 繰越の対象

当初予想し得なかったやむを得ない事由により研究計画記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰り越して翌年度に実施する必要があるもの

(b) 繰越手続き

第4四半期に繰越額として当該年度の未使用額を報告いただきます。繰越が発生する場合には、研究進捗への影響等の観点から委託研究費の精算にかかる調査とは別に状況（契約済、未契約等）を確認させて頂く場合があります。

未契約繰越： 物品等調達の「契約締結」および「納品・検収」のいずれも翌年度となるもの

契約済繰越： 物品等調達の「契約締結」は当年度内に完了するが、「納品・検収」は翌年度となるもの

(c) 留意点

前年度からの繰越状況等を踏まえ、研究資金に滞留が見られる場合には、年度途中であってもPMの判断により当該年度の委託研究費の調整（減額）を行う場合があります。

主な留意事項

①知的財産経費

PMが研究開発プログラムの成果と認める場合、直接経費から支出可能。

②民間企業等への研究委託の扱い

与信等の調査結果に基づき、委託研究契約及び支払い方法等対応。
(委託研究契約が締結できない場合や精算払いになる場合もある。)

③取得設備の取扱い

研究費により取得された研究機器等の財産については、大学、企業等を問わず、研究開発機関に帰属するが、以下の点を遵守しなければならない。

- ・研究開発期間中は売却・移転しないこと
(ただし、委託研究担当者が移籍した場合はただちに移転すること)
- ・主として本研究開発プログラム目的に使用する
- ・主として研究開発終了後も研究成果の展開に使用すること

(上記の点を踏まえ、実施規約及び委託研究契約に定めがある場合は、ベンチャー起業などの場合において、プログラム内部における研究機器の移動(一定期間の無償貸付)及び共用を可とします。)

管理期間の扱い

- ImPACTは平成31年3月末日で終了します。このため、研究開発機関における研究開発の終了時期は、最長の場合でも平成30年12月末日とします。したがって、直接経費として**研究開発に直接的に必要な物品費、旅費、人件費・謝金及びその他の経費、併せてそれに対応する管理経費については同12月末日までが対象**となります。
- 以降、平成31年3月末日までは研究開発プログラムの管理期間となります。管理期間中は研究開発機関においては、論文投稿・発表、知的財産権に係る出願、研究成果の取りまとめを主体に実施することとし、**直接経費はそれに必要な人件費、旅費及びその他の経費とし、併せてそれに対応する管理経費のみ**執行を認めます。
- また、ImPACTは基金設置期間が平成31年3月末日までとなっていることから、委託研究費の最終年度の精算及び額の確定を同3月末日付で実施する予定です。したがって、最終年度においては年度途中で執行状況を報告、精算書類等を仮提出など、精査及び額の確定の円滑な実施にご協力いただきますよう、お願いいたします。
(詳細につきましては決定次第、速やかにご連絡申しあげます。)

委託研究に係る報告

研究開発機関は、研究開発の実施期間中及び終了後にJSTに下記の報告を行います。

□ 実施状況報告書①（経費）

委託研究の年度毎の研究開発費収支状況について報告します。各年度終了後61日以内に作成しJSTに提出して下さい。

□ 実施状況報告書②（成果）

委託研究の年度毎の研究開発成果について報告します。各年度終了後61日以内に作成しJSTに提出して下さい。公開を前提に作成下さい。

※ JSTは、実施状況報告書①②および現地調査等に基づいて、研究開発費の執行状況を確認します。

□ 実績報告書

研究開発期間の終了後、研究開発期間全体の研究開発成果と研究開発費執行実績を報告します。研究開発期間の終了後1ヶ月以内に作成し提出します。

※ JSTは実績報告書および現地調査等に基づいて、研究開発費の額の確定を行います。

その他、選定時、及び毎年度委託研究契約の更新一ヶ月前までに「研究費資金獲得状況等の調査票」を提出いただきます。

ImPACT関連論文の識別の方法（クレジット、謝辞）について

・ ImPACTプログラム関連学会参加の際や成果物（論文・学会講演概要）を書く際に必要な、謝辞（Acknowledgment）の定型については以下を参考に記載ください。

（和文）

本研究は、総合科学技術・イノベーション会議が主導する革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の一環として実施したものです。

（英文）

This work（又はresearch） was funded by ImPACT Program of Council for Science, Technology and Innovation (Cabinet Office, Government of Japan).

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）に基づき、研究開発責任者等は、PMに協力し、研究開発プログラム全体として「国民との科学・技術対話」に取り組むことが求められます。

詳細は、

「ImPACT の実施における事務処理説明書」
をご確認下さい。